

●球技場使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	9:00 ∩	13:00 ∩	18:00 ∩	9:00 ∩	13:00 ∩	9:00 ∩
	12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
奈良市柏木球技場及び 奈良市都祁生涯スポーツ センター球技場	円 1,800	円 2,400	円 3,600	円 4,800	円 6,600	円 9,000
奈良県月ヶ瀬健民運動場	600	800	600	1,600	1,800	2,600
その他の球技場	1,650	2,200		4,400		

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき、当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。
- 4 市外利用者が使用する場合又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合の使用料は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 5 奈良市柏木球技場の照明使用券(3時間分)は、7,200円とする。
- 6 奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場の照明使用券(3時間分)は、4,800円とする。
- 7 奈良県月ヶ瀬健民運動場の夜間照明使用料は、1時間当たり1,000円とする。
- 8 奈良県月ヶ瀬健民運動場については、本表区分のうち夜間使用時間は19:00～22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00～22:00と、全日使用時間は9:00～22:00とする。